

各 位

令和 7 年 1 0 月 1 0 日
国 立 研 究 開 発 法 人
日 本 原 子 力 研 究 開 発 機 構
敦 賀 事 業 本 部

高速増殖原型炉もんじゅ及び新型転換炉原型炉ふげんの
原子力事業者防災業務計画の修正について

平素、当機構の業務運営に関しまして、御理解、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

今回、原子力災害対策特別措置法に基づき、「もんじゅ」及び「ふげん」の原子力事業者防災業務計画について、令和 7 年 5 月 1 9 日に原子力規制委員会より「もんじゅ」の使用済燃料集合体が十分な期間冷却されたとして、「冷却告示^{*1}」の指定を受けたことから、過去に冷却告示の指定を受けている「ふげん」を含め、UPZ（緊急防護措置を準備する区域^{*2}）の縮小（30 km から 5 km）、EAL（緊急時活動レベル^{*3}）の変更などを反映するため、関係自治体との協議を経て、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

今後も「もんじゅ」及び「ふげん」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

※1：冷却告示

原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設。

※2：緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protection action planning Zone）

原子力災害時に、住民等の避難、屋内退避等が迅速に行えるように準備する区域。

※3：緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。
EALは原子力事業者防災業務計画に定められている。

以 上

問合せ先：

敦賀事業本部 地域共生・広報課

電話番号 0770-21-5026